

積立金基本指針に関する検討会（開催要綱）

1 目的

被用者年金制度については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成 27 年 10 月から一元化されるが、その資金運用については同法において「主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針（以下「積立金基本指針」という。）を定めるものとする」こととされている。

本検討会は、積立金基本指針に規定すべき事項を検討するため、厚生労働省年金局長（以下「年金局長」という。）が有識者の参集を求め、開催するものである。

2 論点

- ① 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
- ② 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
- ③ 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき事項
- ④ その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

3 構成員

別紙のとおり

4 運営

- ・ 検討会は年金局長の検討会として開催する。
- ・ 検討会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、年金局総務課において行う。

(別紙)
(敬称略・五十音順)

浅野 幸弘 横浜国立大学名誉教授

臼杵 政治 名古屋市立大学大学院経済学研究科教授

小島 茂 公益財団法人 連合総合生活開発研究所 主幹研究員

川北 英隆 京都大学大学院経営管理研究部教授

山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

米澤 康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

<オブザーバー>

総務省自治行政局公務員部福利課長

財務省大臣官房参事官 (主計局給与共済課担当)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長

厚生労働省大臣官房参事官 (資金運用担当)